

# 曲 農 業 委 員 会 だ よ り

発行・編集/上士幌町農業委員会

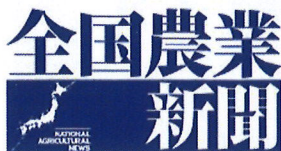
発行日/令和 4 年 8 月 25 日

第 52 号



7月26日撮影 大正金時

全国農業新聞を購読しましょう!



●お申込みは、お近くの  
農業委員または  
農業委員会事務局へ

《毎週金曜発行 / 月 700円》

## 紙面あんない

- ★ 農地のあっせんについて ..... 2
- ★ 農地転用は許可が必要です ..... 2
- ★ 農地の賃借料情報 ..... 3
- ★ 農地所有適格法人報告書の提出をお願いいたします ..... 3
- ★ 農業者年金の6つのポイント ..... 4
- ★ 農業者年金の3つのメリット ..... 5
- ★ 農業委員の選任・活動日記・編集後記 ..... 6



# 農地のあつせんについて

農業委員会では毎年十数件の農地の売買(権利移動)を取り扱っています。

農地のあつせんは、農地法や上士幌町農業委員会農地移動適正化あつせん基準等に基づいて適切に進めています。

## 配分決定までの流れ

農家の皆様から農地のあつせん申出を受理した後、農業委員会において申出地の現地調査を行い、農地価格を決定します。地権者の了解を前提



現地調査

に適正な地区に一定期間の公募を行い、取得希望者から配分申出を徴取します。

配分は、あつせん基準等に基づいて農業委員会において慎重に審議して決定します。

## 農地あつせんの留意点

農地のあつせんを希望される場合は次の点にご留意ください。

- (一) 売買希望の農地に作物が作付されている場合は、収穫後の売買契約となります。
- (二) 冬季積雪期においては現地調査ができませんので、融雪後に現地調査を行い農作業開始前に売買契約を行います。

■「農地の売買・賃借等  
利用権設定」や、  
■「農地転用」に関する  
ご相談・お問い合わせは、  
上士幌町農業委員会へ  
☎01564-2-4298  
(直通)

## 農地転用は許可が必要です

～まずは農業委員会へ相談～

### ◆農地転用に関する法律

農地転用に関する法律には、農地法(農業委員会対応)と農振法(町農林課対応)の二つの法律があります。それぞれに申請し、許可を受ける必要があります。

### ◆農地転用って?

農地に農家住宅や農業用施設(牛舎・格納庫等)を建設するなど農地を農地以外の用途に使うことを「農地転用」といい、実施前に農業委員会の許可が必要です。転用する面積によっては北海道や国の許可が必要となります。

また、農振法による農業振興地域整備計画において農業振興区域とされた農用地については、農地転用申請前に町農林課へ農業振興区域内の用途区分の除外または変更の許可が必要となります。この許可がない場合は、農地転用許可にはなりません。まずは、町農林課において農業振興地域整備計画の状況を確認して下さい。

### ◆許可を受けずに転用したり、許可どおりに転用しなかったら

許可を受けないで無断で農地を転用した場合や転用許可に係る事業計画どおりに転用していない場合は、農地法に違反することとなり工事の中止や現状回復等を命令される場合があります(農地法第51条 違反転用に対する処分)。また、罰則の適用があります。

【罰則】農地法第64条 … 個人の場合、3年以下の懲役又は300万円以下の罰金

農地法第67条 … 法人の場合、1億円以下の罰金

### ◆農地を転用できない施設とは?

農地法では、農業に資する施設【後継者住宅・農業用施設(格納庫・牛舎・堆肥場等)】以外転用することはできません。



## 農地の賃借料情報



上士幌町内の農地について、各地区の農用地利用改善組合で調整された賃貸借契約について、農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画で決定された過去一年間の賃借料データを公表します。

令和三年一月から一二月までの一年間に締結された賃借料水準（一〇アール当たり）は、

◆データ数は、集計に用いた筆数です。

◆金額は、算出結果を四捨五入し、一〇〇円単位としています。

◆農業開発公社分のデータは除いています。

左表のとおりです。

### 農地の賃借料情報（令和3年の実績）

農地法第52条の規定により農業委員会から地域の賃借料の参考となる調査結果として、過去1年間に農地の賃貸借契約で締結（公告）された賃借料データを公表します。

畑の部 10アール当たりの賃借料水準

地域名	最高額	最低額	データ数
上士幌地区	10,000円	6,000円	69
北居辺地区	10,000円	9,000円	61
東居辺地区	8,600円	5,000円	46
北門地区	7,100円	4,000円	46
萩ヶ岡地区	10,000円	4,000円	114
上音更地区	10,000円	5,400円	29
勢多地区	6,000円	5,000円	49

※令和3年1月から12月までの契約実績です。

※データ数は、期間内に新規または更新で賃貸借された畑の筆数です。



農地パトロール

### 農地パトロールを実施します

●農地法の規定により毎年一回、町内全域の農地利用状況を調査することが義務付けられています。

この法律に基づき、農業委員会では農業委員全員による農地パトロールを毎年実施していますが、今年度についても一〇月にパトロールを行い、町内の農地が適正に管理されているか無断転用がないか等の状況を調査する予定です。

### 農地の貸・借りは農地法の手続きをしましょう

ねません。

●農地法や農業経営基盤強化促進法などによらない農地の貸借や権利の移動など、いわゆるヤミ小作は、貸し手と借り手の互いの承諾だけのため、法律による保護を受けられない契約です。

そのため、長期に渡る貸し借りは、世代交代する際にトラブルの原因となりかねません。

また、ヤミ小作されている農地の面積は、農業委員会の台帳には反映されませんので、正確な耕作面積を把握できなくなってしまう。

農地法違反にもなりますので、農地の賃貸借は、必ず法的な手続きをしましょう。

地元の農業委員さんか農業委員会事務局へ申し出てください。

### 農地所有適格法人報告書の提出をお願いいたします

農地法第6条第1項の規定により、農地所有適格法人（旧農業生産法人）であって、農地を所有若しくは法人以外の農地をその法人の耕作、養畜の事業に利用している場合は、毎年、事業内容・構成員・役員の状況等法人の概要について農業委員会に報告しなければならないこととされています。

農業委員会から既に依頼した報告書の様式を参考に必要事項を記載の上、必ず提出をお願いいたします。

提出期限 ～ 各法人の毎事業年度終了後3カ月以内

提出先 ～ 農業委員会事務局

添付書類 ～ 定款、社員名簿の写し（新規設立又は内容に変更がある場合）

#### 《罰則規定》

農地法では、報告しない場合又は虚偽の報告をした場合には、30万円以下の過料に処することとされています。（農地法第68条）

# 6つのポイント

## 農業者年金の

ポイント  
1

農業者の方なら広く加入できる

ポイント  
2

積立方式・  
確定拠出型で  
少子高齢時代に強い

ポイント  
3

保険料は、月額2万円(35歳未満で政策支援加入の対象とならない方は1万円)から6万7千円の間で自由に決められる

ポイント  
4

終身年金。80歳前に亡くなられた場合は、死亡一時金がある

ポイント  
5

税制面の優遇措置がある

ポイント  
6

一定の要件を満たす農業者には保険料の国庫補助がある

## 農業者年金で安心して豊かな老後を！

詳しくは4ページへ

農業者年金へは、  
次の要件を満たす方ならどなたでも加入できます

年間60日以上  
農業に従事

国民年金第1号  
被保険者

国民年金保険料納付免除者を除く。

60歳未満

※ さらに、年間60日以上農業に従事する60歳以上65歳未満の国民年金の任意加入者も加入できます。

- あなたの老後生活への備えは十分ですか？
- 年金は家族一人ひとりについて準備することが大切です。
- 老後の備えは国民年金プラス農業者年金が基本です。

※1 農業者年金に加入される方は、国民年金の付加年金(付加年金保険料月額400円)への加入が必要です。

※2 農業者年金と国民年金基金(旧みどり年金を含む)及び個人型確定拠出年金(イデコ)とは重複加入できませんのでご注意ください。



# 3つ

## 農業者年金の のメリット

メリット  
1  
**女性に優しい**  
詳しくは5ページへ

メリット  
2  
**若年層には  
手厚い政策支援  
(保険料補助)**  
詳しくは6ページへ

メリット  
3  
**税制面で  
大きな優遇**  
詳しくは7ページへ

- 奥様も単独で入れます。
- 女性農業者の長い老後をしっかりサポートします！
- 女性農業者の老後の安心は自分で確保
- 家族経営協定で保険料補助**も

国民年金第1号被保険者等の農業者年金への加入要件に加え、

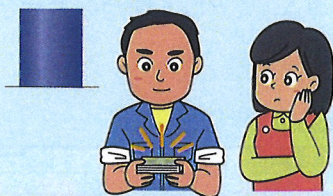
- 39歳までに加入
- 農業所得が900万円以下
- 認定農業者で青色申告者等

を満たせば受けられます

- 支払った保険料は全額が社会保険料控除の対象となります

加入前

夫のみ加入の場合



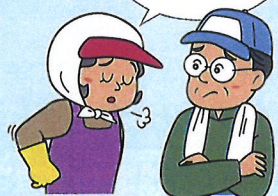
加入後

夫婦で加入の場合



加入前

後継者を早く独立させたいなあ...



加入後



加入前

今年は収入が良かったけど税ってこんなにかかるの？



加入後

保険料を控除できて助かるなあ





## 活動日記

- 《1月》13日 農業委員会だより編集委員会  
13日 農地中間管理事業実施計画協議  
28日 第10回農業委員会総会
- 《2月》2日 北十勝農業青年交流会打合せ会議  
8日 農地売買契約  
15日 北十勝一市三町農業委員会  
事務局職員研修会  
25日 第11回農業委員会総会  
25日 農地委員会
- 《3月》15日 農地売買契約  
17日 北海道農業会議第92回総会  
24日 人・農地関連施策説明会  
25日 第12回農業委員会総会
- 《4月》7日 農業後継者対策推進協議会会計監査  
14日 農業者年金協議会等会計監査  
18日 十勝農業委員会連合会通常総会  
22日 第1回農業委員会総会  
22日 農業者年金協議会代議員会
- 《5月》17日～18日  
農業者年金業務新任職員研修会  
25日 第2回農業委員会総会  
31日 全国農業委員会会長大会
- 《6月》2日 農業委員会OB会役員会  
8日 JA上士幌通常総会  
10日 令和4年度新規就農者激励会  
14日 第43回北海道農業者年金協議会総会  
15日 北海道農業会議第93回総会  
23日 第3回農業委員会総会

## 編集後記

3年前の世界へ行って「これから、疫病、侵略戦争、元首相の暗殺が起こるぞ」と言っている人がいるのでしょうか。

今年は感染症対策による行動制限のない3年ぶりの夏でした。

農業は季節や繁殖生理、輪作体系のサイクルの中で、同じことを繰り返しているようでありながら、そのすべてが3年、5年、といった期間で先を見据えて行われる営みでもあります。

この3年間で、「景気動向や世界情勢に翻弄されながらも、ブレることなく先を見据えること」、「同時に直近の課題に柔軟に対応すること」、「そのためにも経営体力を付け足元を固めること」、の重要性を身をもって学んだように思います。

これから収穫期となりますが安全に留意して豊穡の秋を迎えられますようお願い申し上げます。

## 大道欣実氏農業委員に選任



R4.7.1に選任された  
大道農業委員

本年六月八日付け、齋藤哲也農地政策委員長が任期満了により農協理事を退任され、農業委員を辞任したことに伴い、農業委員会等に関する法律及び上士幌町農業委員会の

委員の選任に関する規則に基づき、農協の推薦を経て、七月一日、町長から大道欣実氏に選任辞令が交付されました。大道委員は、七月二十五日に開催された第四回農業委員会総会に選任後初めてご出席され、「農業委員会の業務は何分未知でありますので皆様のご指導を賜りたい、微力ながら努めてまいりたい。」とのご挨拶がありました。

## 農業政策委員会役員の変更

第四回農業委員会総会において、齋藤委員長の辞任に伴い、農業政策委員会の役員が変更になりました。選任された委員の皆さんをご紹介します。

### ◇農業政策委員会

委員長	大道 欣実
副委員長	関谷 光丸
委員	早坂 均



【農業政策委員会委員の皆さん】

左から早坂委員、大道委員長、関谷副委員長

## 農業委員会事務局職員の異動がありました

(令和4年7月1日付け)

事務局長 / 吉 永 雅 一  
主 幹 / 谷 尻 常 盤  
任用職員 / 岩 間 かおり

※ 北十勝2町清掃工場長 / 渡 邊 純一郎

農業委員会だより編集委員会

編集委員長：草野 秀剛

編集委員：須田 芳美

嶋木 幸男